

条例制定
全員賛成で
可決

文化芸術・生涯学習の新たな拠点誕生

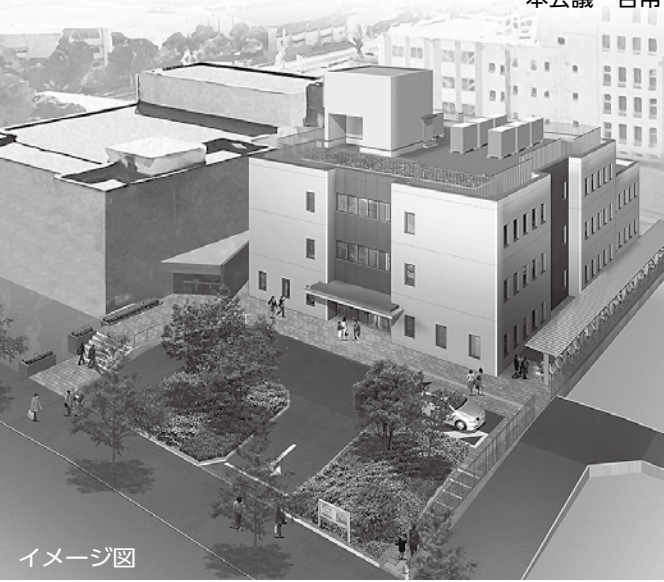
市立文化施設条例

上福岡公民館・コミュニティセンターが改修され、東地域の文化施設として来年4月から「ふじみ野ステラ・イースト」がスタートします。

問 ステラ・イーストの意味は。
答 ステラとはラテン語やイタリア語で星を意味する。夜空にある無数の星のように、多くの人々が集い、賑わい、学び、育み、一人ひとりが輝く星のようになってほしいという願いを込めた。

問 多目的棟の特徴は。
答 1階の共用スペースには、市内在住の漫画家の協力を得て、市の歴史を

漫画で学べる映像などを提供する。さらに、絵画や工芸などを行うDIYルームを新設し、1日キッチンスタジオを備えた調理室、音楽スタジオ、姿見やバレーバーを設置したダンススタジオなどを整備する。
問 利用時間を午前、午後、夜間の3区分から2時間単位の6区分に変更した理由は。
答 1日の利用可能時間を1時間増やし、利用回数を増やすためである。



イメージ図

本会議・各常任委員会での質疑をまとめてお知らせします。

問 新文化施設の運営形態は。
答 ステラ・イーストのスタートは直営で行う予定である。令和5年度の西地域文化施設スタート時は、施設管理を指定管理者とすることを想定している。事業は直営で行い、受付等については指定管理で行うか検討している段階である。

条例改正
賛成多数で
可決

適正な受益者負担金を設定

公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

快適な住環境へ向けて、市街化調整区域へ公共下水道整備が始まります。総事業費の4分の1を受益者の負担とし、1㎡当たり1240円と定められました。

問 下水道法と受益者負担の関係について、基本となる考え方は。
答 公共下水道が整備され直接その利益を受ける区域の人に、公共下水道の建設費用の一部を負担してもらう。

問 一部負担とはどのくらいの割合か。
答 4分の1を考えている。
問 その政策効果は。
答 開発等による汚水排水量の増大、大雨等による汚水滞留、周辺地域の悪臭発生、環境等の問題が発生している。

問 大井苗間、駒林、川崎の順に整備方針が示された。この根拠は。
答 土地の利用状況、災害の対応、排水の困難性、下水道の需要度、地形の特性などを基本に評価点をつけて順位を決めた。

公共下水道を整備することにより汚水量が把握でき、河川等への排水量を軽減できる。汚水を排除し、公共用水域の水質改善等の快適な住環境が保全される。



条例改正
賛成多数で
可決

幅広く利用しやすい運動公園へ

都市公園条例の一部改正

荒川運動公園と荒川第2運動公園の施設整備の完了に伴い、受益者負担の適正化を図るため料金が改定されました。

問 改定の経緯と主な理由は。
答 平成17年に旧上福岡市と旧大井町が合併して以来、荒川運動公園と荒川第2運動公園について、使用料の改定は行われてこなかった。

問 利用者からは、両施設への同等の施設整備の要望や、使用料の統一についての意見があった。
答 施設の整備が完了したため、今回の使用料の改定を行うに至った。

問 料金の算定方法は。
答 受益と負担の適正化に向けた算定マニュアルに基づき計算し算定した。

問 施設整備の内容は。
答 主な整備として、バックネット裏に待機ができる日よけの施設を整備した。それに併せて、各団体が



補正予算
全員賛成で
可決

インフルエンザ予防接種を公費で

令和2年度一般会計補正予算(第7号)

今年度に限り、65歳以上の高齢者の自己負担分及び妊婦と生後6カ月から中学3年生までの子どものインフルエンザ予防接種にかかる費用を助成する予算が計上されました。

問 通常は高齢者は自己負担1500円で定期接種だが、その分が不要になるといふことか。
答 その通りである。

問 県では12月31日までの接種を無償にする予算となっている。市では1月31日までだが、理由は。
答 県の予算化前に、先に市が決めた。

問 子どものワクチンは任意接種で、過去の実績は把握していないはず。予算の人数の積算根拠は。
答 厚生労働省の示す小児の接種率50〜60%を参考に、60%とした。

問 今期はワクチンの供給量の不足が懸念されるが、足りるのか。
答 県によると7%の増量を見込んでいるとのこと、優先接種対象者は早めに接種すればおそらく足りるのではないかと考えている。



問 厚生労働省は高齢者の接種を先行し、子どもは10月26日まで接種を控えるように呼びかけている。子どもは2回接種が必要で免疫ができるのに時間がかかるが、それより前に接種できるのか。
答 接種時期はあくまでお願いなので、子どもも接種できる。